

(3)リテール・サポート

卸売業やボランティアチェーンによる小売店支援(リテール・サポート)を促進するため、卸・小売連携のモデル事例開発プロジェクトと卸・小売連携セミナー等の人材育成を実施するとともに、先進事例の広報・普及を行います。(一般社団法人日本卸売協会に委託)

(4)情報発信・成果普及

先進的な商店街の取組み事例、活性化のノウハウや国(各省庁)・地方自治体の様々な支援措置などを整理して紹介いたします。ホームページ、情報誌などにより、商店街関連情報を発信し、活性化の成果普及に努めます。

(5)商店街の交流促進

シンポジウムの開催等により、活性化に取り組む商店街やそのリーダー同士の交流、都市と地方の商店街連携(産直店舗、地方紹介イベントなど)、商店街と産地の交流(農商工連携、地域資源活用等)などを促します。

会員募集 はたらく皆さんのための充実した福利厚生制度をご活用下さい。

小さくても大きなゆとり
ナイスサポートが応援します

自分を深める講座・セミナーなど、みんなの交流の場を提供します。

健康診断、スポーツ施設などの割引き制度でみなさんの健康を守ります。

みなさんが参加できる多彩なレクリエーションを提供しています。

祝金、見舞金などの共済給付金でみなさんの生活を大きく支えます。

お問い合わせ・入会申し込みは
ナイスサポート
(社)山形市勤労者福祉サービスセンター

TEL 023-647-7122 FAX 023-647-7133
〒990-2477 山形市長苗代61番地 山形市スポーツ会館内

ご注意を!

1. 組合の登記を忘れていませんか?

法に規定する登記事項については、変更後2週間以内に所轄法務局に登記の申請をしなければなりません。特に代表理事登記を忘れていた組合が多くありました。代表理事が再任された場合にも登記申請をしなければなりません。登記を怠りますと、登記懈怠となり過料が科せられますので十分注意して下さい。

2. 剰余金処分案は「定款」に違反していませんか?

剰余金処分案作成にあたっては、定款に記載の通り「法定利益準備金」及び「特別積立金」を積み立て、事業協同組合、協同組合連合会及び商店街振興組合にあつては「法定繰越金(教育情報繰越金)」を繰り越す処理を必ず行ってください。この処理を適正に行っていないため「法」及び「定款」違反となり、国・県等の中小企業施策の支援、表彰等を受けられない等の事例もみられます。